

「住宅取得等資金の非課税制度」

新築又は取得用

一面

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「11」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。  
 なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの、平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 <small>（注）平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人は、その非課税限度額（1,000 万円）からその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。</small>	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 <small>（注）「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。</small>	はい	いいえ
7	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 ㎡以上 240 ㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
8	<b>【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】</b> 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの <small>（注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。</small> ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして <b>二面</b> の「No.6・7・8」に掲げる書類により証明されたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 <small>（注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。              a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。              b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</small>	はい	いいえ
10	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

11	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、 <b>二面</b> の「No.11」に掲げる書類により証明されたものですか。 <b>【非課税限度額は、「はい」を○で囲んだ人は 1,500 万円、「いいえ」を○で囲んだ人は 1,000 万円です。】</b>	<b>【非課税限度額】</b>	
		はい ⇒ 1,500 万円	いいえ ⇒ 1,000 万円

平成 年 月 日  
 受贈者の住所： \_\_\_\_\_ 刀ガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

※ このチェックシートは、贈与税の申告書に添付して提出してください。

「住宅取得等資金の非課税制度」の添付書類一覧 **新築又は取得用** **二面**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、**一面**の番号に対応しています。）。  
 なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ・ ① 受贈者の氏名、生年月日 2 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票など平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>	
6 ・ 7 ・ 8	<p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</b></p> <p>○ 登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p> <p>○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（取得した家屋が、<b>一面</b>の「8」の③のみに該当する場合に必要となります。） (注) その家屋の取得前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p>	<p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】</b></p> <p>○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し</p> <p>○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態であることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。）</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	<p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】</b></p> <p>○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限ります。</p>	<p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】</b></p> <p>○ 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
--------------	---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

11	<p><b>【一面の「11」の「はい」を○で囲んだ人のみチェックしてください。】</b></p> <p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</b> 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 (注) ①及び②は、取得の場合は、その家屋の取得前 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p>	<p><b>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】</b></p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--	--------------------------